

である。
 (六) 全農會館のメンバーとして、地方の取組みの促進に努めるべきである。
 (七) 自由の精神を涵養し、地方の発展に資するべきである。
 (八) 地方の発展に資するべきである。
 (九) 地方の発展に資するべきである。
 (十) 地方の発展に資するべきである。
 (十一) 地方の発展に資するべきである。
 (十二) 地方の発展に資するべきである。
 (十三) 地方の発展に資するべきである。
 (十四) 地方の発展に資するべきである。
 (十五) 地方の発展に資するべきである。
 (十六) 地方の発展に資するべきである。
 (十七) 地方の発展に資するべきである。
 (十八) 地方の発展に資するべきである。
 (十九) 地方の発展に資するべきである。
 (二十) 地方の発展に資するべきである。
 (二十一) 地方の発展に資するべきである。
 (二十二) 地方の発展に資するべきである。
 (二十三) 地方の発展に資するべきである。
 (二十四) 地方の発展に資するべきである。
 (二十五) 地方の発展に資するべきである。
 (二十六) 地方の発展に資するべきである。
 (二十七) 地方の発展に資するべきである。
 (二十八) 地方の発展に資するべきである。
 (二十九) 地方の発展に資するべきである。
 (三十) 地方の発展に資するべきである。
 (三十一) 地方の発展に資するべきである。
 (三十二) 地方の発展に資するべきである。
 (三十三) 地方の発展に資するべきである。
 (三十四) 地方の発展に資するべきである。
 (三十五) 地方の発展に資するべきである。
 (三十六) 地方の発展に資するべきである。
 (三十七) 地方の発展に資するべきである。
 (三十八) 地方の発展に資するべきである。
 (三十九) 地方の発展に資するべきである。
 (四十) 地方の発展に資するべきである。
 (四十一) 地方の発展に資するべきである。
 (四十二) 地方の発展に資するべきである。
 (四十三) 地方の発展に資するべきである。
 (四十四) 地方の発展に資するべきである。
 (四十五) 地方の発展に資するべきである。
 (四十六) 地方の発展に資するべきである。
 (四十七) 地方の発展に資するべきである。
 (四十八) 地方の発展に資するべきである。
 (四十九) 地方の発展に資するべきである。
 (五十) 地方の発展に資するべきである。
 (五十一) 地方の発展に資するべきである。
 (五十二) 地方の発展に資するべきである。
 (五十三) 地方の発展に資するべきである。
 (五十四) 地方の発展に資するべきである。
 (五十五) 地方の発展に資するべきである。
 (五十六) 地方の発展に資するべきである。
 (五十七) 地方の発展に資するべきである。
 (五十八) 地方の発展に資するべきである。
 (五十九) 地方の発展に資するべきである。
 (六十) 地方の発展に資するべきである。
 (六十一) 地方の発展に資するべきである。
 (六十二) 地方の発展に資するべきである。
 (六十三) 地方の発展に資するべきである。
 (六十四) 地方の発展に資するべきである。
 (六十五) 地方の発展に資するべきである。
 (六十六) 地方の発展に資するべきである。
 (六十七) 地方の発展に資するべきである。
 (六十八) 地方の発展に資するべきである。
 (六十九) 地方の発展に資するべきである。
 (七十) 地方の発展に資するべきである。
 (七十一) 地方の発展に資するべきである。
 (七十二) 地方の発展に資するべきである。
 (七十三) 地方の発展に資するべきである。
 (七十四) 地方の発展に資するべきである。
 (七十五) 地方の発展に資するべきである。
 (七十六) 地方の発展に資するべきである。
 (七十七) 地方の発展に資するべきである。
 (七十八) 地方の発展に資するべきである。
 (七十九) 地方の発展に資するべきである。
 (八十) 地方の発展に資するべきである。
 (八十一) 地方の発展に資するべきである。
 (八十二) 地方の発展に資するべきである。
 (八十三) 地方の発展に資するべきである。
 (八十四) 地方の発展に資するべきである。
 (八十五) 地方の発展に資するべきである。
 (八十六) 地方の発展に資するべきである。
 (八十七) 地方の発展に資するべきである。
 (八十八) 地方の発展に資するべきである。
 (八十九) 地方の発展に資するべきである。
 (九十) 地方の発展に資するべきである。
 (九十一) 地方の発展に資するべきである。
 (九十二) 地方の発展に資するべきである。
 (九十三) 地方の発展に資するべきである。
 (九十四) 地方の発展に資するべきである。
 (九十五) 地方の発展に資するべきである。
 (九十六) 地方の発展に資するべきである。
 (九十七) 地方の発展に資するべきである。
 (九十八) 地方の発展に資するべきである。
 (九十九) 地方の発展に資するべきである。
 (百) 地方の発展に資するべきである。

農協
 協
 調
 會

- 一 労働政策支持強制絶対反対！
- 二 政治的支持革命的宣傳の自由！
- 三 政治的意見の相違による戦闘的組合員の除名を即時取消せ！
- 四 (更に各地では具体的に「同志何れの除名を取消せ！」及「何れ組合員等の除名を取消せ！」等々掲げる。)
- 五 戦闘的組合員、地協、青年部の除名を即時取消せ！
- 六 革命的傳統の全農を二つに割るな！
- 七 分派活動者を除名しろ！
- 八 組合員のアツシキを全農から叩き出せ！
- 九 官犬とブアツキを全農とテロを完全に叩き伏せろ！
- 十 農村目標闘争を行れ！
- 十一 全農組合の統一！
- 十二 農村の總ての政治的經濟問題を處理する農民委員會を作れ！